

夏季休暇期間中における 口蹄疫等に関する防疫対策の徹底を！

平成30年度第2号「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」にてお知らせしていますが、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の発生が継続的に確認されており、物や人の移動、野生動物等を介した家畜伝染病のまん延が危惧されています。

さらに、訪日外国人旅行者は年々増加し、本年も過去最高記録を更新するペースにあり、その旅行者の多くが中国や韓国をはじめとした東アジア地域の方々となっています。

これから夏季休暇期間を迎えるに伴い、人や物の動きが一層活発になることから、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高くなることが予想されます。

つきましては、口蹄疫等の発生を未然に防ぐため、**畜産関係者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫等の家畜伝染病の発生地域（韓国、中国など）への渡航を可能な限り自粛するようお願いいたします。**

1 口蹄疫等の発生国へ渡航する場合の留意事項

- ① 農場や、と畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

2 口蹄疫等の発生国から帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。農場主や従業員等、必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

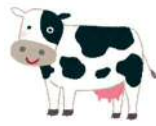
衛生管理区域に不要な者（物）は立ち入らず、持ち込まないようにし、必要なものについては、洗浄・消毒その他必要な措置を講じること。

4 早期通報

飼養している家畜に異状が認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

（裏面につづく）

家畜伝染病予防法では、次に掲げる症状(特定症状)を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、家畜保健衛生所へ通報するよう規定されています。



口蹄疫の特定症状



牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのししの場合、次の1～3のいずれかの症状を呈していること。(鹿の場合、1では①・③に該当すること。)

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 39.0度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)があること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く)。



高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状

同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合(ただし、設備の故障、気温の急激な変化、非常災害等明らかな事情は除く)。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も連絡を！

- ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

疾病の発生状況に関する情報は…農林水産省HP「世界 発生状況 ○○(疾病)」で検索

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679